

[粕屋演習林]C. 近郊林と都市との関係について

村瀬, 房之助
九州大学農学部附属演習林 : 助手

<https://doi.org/10.15017/1462204>

出版情報 : 演習林研究経過報告. 昭和47年度, pp. 86-89, 1973. 九州大学農学部附属演習林
バージョン :
権利関係 :



C . 近郊林と都市との関係について

村 瀬 房之助

環境保全、レクリエーションを可能にする都市近郊の森林は、従来の如く、森林そのものに対する考察だけでは十分でなく、近郊林を要求する主体である都市にも注目しながら、相対的な観点から分析を進める必要がある。とくに都市近郊林の概念規定については、社会情勢の動向と密接な関係にある。以下の小論は、現代激しく膨張する都市の在り方と近郊林との相互関係に論及したものである。なお、これは第83回日本林学会において公表したものである。

1. はしがき

一般的に、都市近郊林に対する世人の認識には、木材生産の場であり、またその公益的機能がレクリエーション、環境保全のために有効であると理解しながらも、何か漠然とした感覚がつきまといていると思われる。それは都市近郊という言葉のもつ意味のあいまいさからくるものであろう。そこで、近郊林をレクリエーション的、環境保全的な立場から具体的に把握する手段として、都市の形態、さらには都市計画に注目し、その関連において近郊林の性格とその位置づけについて、若干の考察を行なうことにする。

2. 都市の概念

都市は普通、人口が集積し、行政的活動と経済的活動等の中枢的管理機能を有し、職場と住居の分離が明確で、自然とは隔絶された人工的景観地域と考えられている。しかし、具体的、学問的に都市の概念をみると¹⁾、都市を行政区画とは別に、一定の範囲内における人口の密度を基準にした「人工集中地区」とみている。それは昭和35年の国勢調査で試みられたもので、人口密度が1Km²につき4,000人以上の国勢調査の調査区で市区町村内で互いに隣接し、その人口の合計が5,000人以上となる地域を構成する場合の調査区の集まりを指している。つまり都市の内部機能的指標によるものである。もう一つは、都市の範域を外延的にとらえる方法で、いわゆるアメリカの標準都市地域(SMA)と呼ばれるものである。それは、「人口10万以上の市および人口10万未満の県庁所在市を中心市とし、その周辺の都市的性格の濃く、中心市と密接な社会的、経済的な関係を有する市町村で構成される」とされている。それには人口20万以上の中心市に対しては1時間以内、20万未満のときは40分以内で達するところ、人口密度が1Km²につき170人以上等の条件がある。これに沿って、わが国の行政管理庁が「日本標準都市地区分類」を発表している。しかし、この提案は都市の合併・拡大、選挙区

引用文献 1) 磯村英一・黒沼稔：都市問題概説，17～18，鹿島研究出版会，東京，1971

の改正問題への考慮から、実現されず用いられていない。

以上二つの新しい都市の概念は、行政区画としての「市」が現代の都市の機能と合致していないことから補完的な考え方である。要するに都市の範囲は、商業施設、業務施設、工業施設等の都市的景観要素が分布する範囲、すなわち景観的都市地域とその影響を受ける都市圏（機能的都市地域）まで含むものである。そして景観的都市地域は市街化地区であり、それは凝集的・連担的な都市地域と散布的・飛地的なものに分けられる。

この都市の成長、発展に関するものとして、地理学的な構造理論、人間の社会的活動を把握する生態学理論等が挙げられる²⁾。特に前者に焦点をあてると、構造理論の内容は、(1)都市内部の地域分化とその配列に関する理論、(2)都市機能の空間的展延に関する理論、(3)都市と都市との支配関係に関する理論、の3つに分かれる。

(1)は、都を一つの有機体として機能させるための集団が成立し、それが地表に投影されると、水平的に広がる都市内部の機能地域分化が得られる。その規則的な発展に関して、バージェスの同心円理論、ホイットの扇形理論、ウルマンの多核心理論がみられる。

(2)は都市的諸機能の総合である都市力が、都市の市街地のみならず、周辺の小都市や農村地域を含めて広がっていくことの理論である。標準都市地域の概念がこれに相当する。

(3)は、都市が一つだけで孤立的に存在せず、機能的に劣る都市が上位の都市と結合する理論で、都市圏構造論と機能構造論を組合わせたものである。

さて、都市における活動は、抽象的にいえば、集中的活動と分散的活動に分けられ、それによって都市構造、すなわち土地利用構造が決定する。行政的活動、業務活動、商業活動が前者で、レクリエーション活動などは分散的活動といわれる。またそれに対応した都市の物的構造をみると、行政施設、文化施設、教育施設、公園施設等を「点」とし、高速道路、鉄道等を「線」、さらに住居地域、工業地域、商業地域などが「面」と考えられる。ここに物的構造と都市内部での活動パターンとの調和を図るため、またそれを先見的に予知した都市の計画・設計が重大となってくる。

3. 都市計画の目標

現在、激しい人口の都市集中によって、スプロール現象、すなわち無秩序に市街地が拡張し、都市生活環境の悪化を招来している。それは、都市における総合的な土地利用計画とそれに基づく有効な規制が欠けていることに由来する。したがって都市計画の基礎は土地利用計画にある。土地利用区分は環境の性格を決定するため、公共福祉、すなわち都市住民の保健性と安全性、利便性、経済性、快適性の高揚を、各種の土地利用決定要因の中で高く評価している。

引用文献 2) 鹿島研究出版会：都市問題事典、620～624、東京、1969

昭和43年に公布された新しい都市計画法では、その制定動機を「都市地域全体の合理的な都市機能の配分、適正な都市形態の形成を担保するための土地利用計画とその実現を担保するための手法を都市計画の制度として確立する必要」からとしている。その主旨に沿って市街化区域と市街化調整区域が設定された。

前者は市街化を図るべき区域で、用途地域その他の地域地区を定めるとともに、各種の都市施設を定め、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業を集中的に推進する。

後者は原則として用途地域を定めず公共投資も行なわない。そして両者の区分は大都市およびその周辺の都市計画区域についてのみ行なわれ、現在は、首都圏をはじめ将来急激に人口の増加が見込まれ、計画的な市街化を図る必要のある808市町村の都市計画区域が選定された³⁾。

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域で、その整備、開発、保全の方針を都市計画に定めるものとして規定されている。それは他の都市計画にマスタープランとして枠組みを与えるもので、次のようなものが意図される。土地利用の方針として、(1)優良な農地として保全すべき土地、(2)自然地として保全すべき地区、(3)災害防止保全を図るべき地区。また自然地の保全および公共空地系統の整備の方針として、(1)自然景観の保全、屋外レクリエーション施設等の整備の方針、(2)公共空地系統の配置を考慮すべきこととなっている。

4. 近郊林の設計

以上の観点から、具体的に近郊林について述べると、まず、都市の概念でふれた都市の範囲は都市計画区域とほぼ一致するものとする、市街化調整区域は都市の範囲の中に含まれる。しかも、市街化調整区域は緑地(森林)が農地とともに大部分を占め、都市の中心的市街地を取り巻いている。その上、市街化調整区域の外側がやはり森林地帯をなすことから、近郊林は都市計画法で定められた法的緑地(公園等)、いわゆる都市林と思われるものは別として、市街化調整区域として線引きされた、すなわち都市計画区域の外線の内側と外側の地域を指すものと考えてよい。

ちなみに、福岡市を中心とした都市計画区域を事例にとれば、かの有名な菅原道真を祭神とする太宰府天満宮の名をとった太宰府県立自然公園は、その神社の後背にある筑紫山地の一部を占め、市街化区域、市街化調整区域、およびその後方の山岳地帯をも含んでいる。もとより市街化区域は神社、仏閣、その他の史跡に恵まれたところで、森林地帯とはいえない。

また、福岡市の中心市街地の東北方面、海の彼方に蒙古襲来で知られ、また万葉歌人に詠ま

引用文献 3) 建設省都市局：都市計画法解説，11～22，東京1970

れた風光明眉の志賀島（しかのしま）は、標高176mほどの広葉樹林地帯であるが、厚生省の国民休暇村を有し、海水浴をはじめ、釣やドライブに好適の地となり、四季を通じてレクリエーションの島となっている。ここは市街化調整区域（福岡市）に指定されている。また玄海国定公園の一部分をもなす。

ここで近郊林のもつ本質を規定すると、それは人為的にその範囲を設定することが必要であると思われる。そして範囲設定の指標・基準を何に求めるかを探究しなければならない。つづいて近郊林内部をその特徴に従ってゾーニングを行ない、レクリエーション、環境保全の使命達成のための、開発、整備、保全が実施されなければならない。

とくに、近郊林は厚生緑地（静的・動的）、保安緑地、実用緑地、存在緑地のすべての要素を兼ね備えている。それは、目的に沿って分類された都市公園よりもっと多面的な要素をもつものである。すでに森林法にもとづく保安林や自然公園法に基づく県立・国定公園はあるが、土地利用区分を考慮した体系的、系統的な配置は、近郊林の全般にわたってみられない。一定・特定の方角づけをもった各緑地が有機的なつながりをもつよう計画・設計しなければならない。ここに都市計画とともに地方計画の重要性が特筆される。すなわち広域緑地体系の確立を必要とする。